公認審判員登録要領（兵庫陸協）

Ａ級公認審判員候補者推薦について

１　Ａ級公認審判員資格取得の基準

＊Ｂ級公認審判員で満１０年を経過した者。
＊数多くの公認競技会に競技者として出席し、審判活動を通してより高い審判技術と知識を身につけた者。
＊審判実績が、年間１０回以上、直近の５年間で最低３０回以上の出席。
・競技会日程に載っている公認競技会をカウントする。
・１日で２大会を兼ねている競技会は１カウントとする。
＊審判講習会を最近の５年間で、３回以上受講していること。
2020 年の審判講習会はコロナウィルス感染予防のため中止です。審判実績を参考にします。

２　申請要領

＊各市郡陸協からの推薦となります。
＊上記基準を満たしている者を選考し、Ａ級公認審判員候補者推薦名簿（書式第１号）と審判手帳を提出する。

３　申請書記入要領

＊氏名、生年月日（西暦）、年齢（2024/4/1 現在）を記入。
＊Ｂ級取得年月日を記入（取得から１０年が経過していることの証明になりますので、必ず調査願います）。
＊最近５年間の競技会出席回数と審判講習会の受講回数を記入。
＊各陸上競技協会での役職があれば記入する。

Ｂ級新規公認審判員について

１　Ｂ級公認審判員資格取得の基準

＊加盟団体（兵庫陸協）の登録会員、または登録競技者で、満１８歳に達したものは、Ｂ級公認審判員となり得る資格を有する。
審判講習会を受講し、テスト等（加盟陸協の競技界の審判経験等を含む）の結果、兵庫陸協主催の競技会の審判ができると認定された者。
＊学生審判からの継続の者。

２　申請要領

＊審判講習会でのＢ級新規受講者を確認した後、各所属陸協よりＢ級新規公認審判候補者推薦申請書（様式Ｉ－２号）を提出する。

※学生審判員から継続して兵庫陸協へ登録し、審判資格を得たい者については、加盟陸協で掌握し申請すること。その場合は審判講習会を受講する必要はない。

３　申請書記入要領

＊登録番号…兵庫陸協から各加盟団体に割り振られ、各個人が登録の際に与えられた４桁の番号。

＊生年月日…西暦（2024/4/1 現在）。

＊推薦理由…新規取得者については、１項の基準を満たす内容の説明や、人物・審判希望部署、その他　推薦責任者の所見を記入する。

提出期限　２０２４年４月１２日（金）必着

提出先　　一般財団法人　兵庫陸上競技協会　審判員長　宛

※今年度は、世界パラ陸上の関係もあり、審判登録が早くなっています。
昨年からの継続の方、また新規希望の方は、上記期限までの登録申請をお願いします。
Ａ級推薦を希望される方は、４月１２日までに申請が必要です。

※登録が途切れて、再登録される場合はＢ級からの登録になります。

※Ｂ級新規公認審判員の登録希望者、及び、上記期限まで継続登録が完了されなかった方の登録は４月１２日以降も行っています。